

令和元年11月25日  
総務部 税務課  
043-223-2126

## 令和元年10月25日の大雨による被災納税者に対する県税の申告・納付等の 期限の延長措置について

令和元年10月25日の大雨により県内で浸水被害が発生し、多くの納税者の方が県税の申告や納付を期限までに行うことが困難な状況となっています。

このような状況を踏まえ、県税に関する申告・納付等の期限を、地域を指定して令和2年1月6日まで延長することとしました。この延長措置により、指定地域内に住所等を有する方については、特別の手続をすることなく、自動的に期限が延長されることとなります。

### 1 地域指定による期限延長（千葉県県税条例第8条第1項の規定による延長）

#### (1) 対象者

茂原市、長生郡長柄町及び長生郡長南町に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者

#### (2) 期限の延長

千葉県県税条例又は地方税法に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、令和元年10月25日から令和2年1月5日までの間に到来するものについて、令和2年1月6日まで延長する。

※ 県税のうち個人県民税均等割・所得割については、市町村が個人市町村民税と併せて賦課・徴収しているため、各市町村の取扱いによります。

#### 【参考】

指定地域	延長後の期限
茂原市、長生郡長柄町、長生郡長南町	令和元年10月25日から令和2年1月5日までに到来する期限について、 <u>令和2年1月6日まで延長する。</u>

※ 次に掲げる方についても、災害により県税の申告・納付等を期限までに行うことができないと認められる場合には、申請により期限を延長することができますので県税事務所へ御相談ください。

- ・ 茂原市、長生郡長柄町及び長生郡長南町以外に住所等を有する方
- ・ 茂原市、長生郡長柄町及び長生郡長南町に住所等を有する方で、令和2年1月6日以後においても引き続き申告等ができない方

※ 茂原市、長生郡長柄町及び長生郡長南町は、それぞれ区域内に住所等を有する方について、市（町）税に関する申告・納付等の期限（令和元年10月25日から令和元年12月24日までに到来するもの）を令和元年12月25日まで延長する措置を行っています。

※ その他、国税や市町村税については、管轄の税務署又は市町村へお問い合わせください。

## 2 その他（徴収猶予及び減免等）

台風や大雨で被災した納税者の方については、県税に関し以下の救済措置が適用される場合がありますので、県税事務所に御相談ください。

### (1) 徴収猶予

納税者とその財産について、災害を受けたことにより、県税を一時に納税できないと認められるときは、申請に基づき納税が猶予される場合があります。

### (2) 減免等

申請に基づき、次の税目について減免などが認められる場合があります。

個人事業税	災害により事業用資産について損害を受けた場合
不動産取得税	災害により滅失もしくは損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合、または取得した不動産がその取得直後に災害により滅失もしくは損壊した場合
軽油引取税	特別徴収義務者が災害により代金および軽油引取税を受け取るができなくなった場合、または失った場合
自動車税	災害により自動車の損害を受けて、運行の用に供することができない場合